

# 厚生委員会陳情説明資料

令和6年1月19日

件名	頁
1 5受理番号49 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情	2
2 5受理番号50 父母の離婚後の子育てに関する家族法改正の早期法案成立を求める 意見書を国に提出するよう求める陳情	4
3 5受理番号51 第9期の介護保険料の引き上げ中止を求める陳情	6

(福祉部)

件名	<b>5 受理番号 49</b> <b>別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情</b>												
所管部課名	福祉部 親子支援課												
陳情の要旨	<p>1 来春に予定されている家族法改正を視野に他自治体の取り組みも参考にしつつ、公的支援・相談体制の充実に向け、調査研究に着手すること。</p> <p>2 足立区において、兵庫県明石市などの先進取り組みを参考に、別居・離婚後の親子交流、養育費確保などに対する公的支援体制・相談体制の実施充実を図ること。</p>												
陳情者等	請願文書表のとおり												
内容及び経過	<p><b>1 家族法について</b></p> <p>家族法とは、民法第725条以降にある第4編「親族編」と第5編「相続編」を合わせた部分を指す学問や研究上の用語であり、家族や離婚、親子関係や相続について規定された部分をいう。</p> <p><b>2 足立区の取り組み状況</b></p> <p>(1) 相談支援</p> <p>ア 平成28年度より、ひとり親からの相談窓口として、親子支援課に「豆の木相談室」を設置。同時に別居・離婚後の親子交流、養育費確保等に対する相談支援を開始</p> <p>イ 離婚前後の法律相談先として、東京都より委託を受けている「東京都ひとり親家庭支援センターはあと」を案内。パンフレット及びリーフレットも常設</p> <p>ウ リーフレット「養育費を確実に受け取るためにすべきこと」を区独自で作成・配布</p> <p>(2) 養育費補助事業（令和3年度開始）</p> <p>ア 養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業 養育費の取決めをするための公正証書作成手数料や調停等に要する収入印紙や切手代等を補助（上限5万円）</p> <p>イ 養育費保証契約促進補助金事業 民間保証会社の「養育費保証契約」締結時に負担した初回保証料を補助（上限5万円）</p> <p>ウ 補助件数（令和5年度は12月13日現在）</p> <table border="1" data-bbox="416 1771 1410 1928"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公正証書等作成促進補助金</td> <td>27件</td> <td>37件</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>養育費保証契約促進補助金</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 養育費や親子交流等に関するセミナーの開催</p> <p>離婚前後の親支援として、こども家庭庁より委託を受けている「養育費等相談支援センター」から派遣される相談員（元家庭裁判所調査官）を講師にむかえ、養育費や親子交流、財産分与、婚姻費用の分担請求等</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	公正証書等作成促進補助金	27件	37件	31件	養育費保証契約促進補助金	1件	0件	1件
	令和3年度	令和4年度	令和5年度										
公正証書等作成促進補助金	27件	37件	31件										
養育費保証契約促進補助金	1件	0件	1件										

の離婚に関する法的知識についてのセミナーを令和5年度より開催（6月11日、参加者7名）し、今後も継続して開催予定

(4) 支援制度を掲載した冊子の配布

ひとり親家庭のライフスタイル・ライフステージに応じて利用できるサービスや制度（助成や貸付、子育て、住まい、就労、相談窓口等）を一覧にまとめた冊子を配布。隔年で作成し、4月下旬頃に育成手当受給者へ郵送

**3 兵庫県明石市の取り組みと国・都・区の取り組み状況について**

事業名	事業内容	国・都・区
こども養育 専門相談	毎月1回、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）の相談員による離婚前後の子どもの養育に関する専門相談を実施	都○ 区○ (区民の声相談課)
面会交流	① 親子交流サポート事業 離れて暮らす親子間の交流のため、市立天文科学館を無料利用	×
	② 面会交流コーディネーター事業 交流日程調整や当日の子どもの引き合せ等	都○
養育費	① 養育費取決めサポート事業 調停申立や公正証書の作成等に要する費用（収入印紙代や手数料等）の全額補助	区○
	② こどもの養育費立替支援事業 養育費未払者に市が催促し、支払いがない場合は、受取者に市が立替払い（1ヵ月上限5万円、最大3ヵ月分）	区△ 「養育費保障契約促進補助金事業」 (民間保証会社の養育費保証契約締結時に負担した初回保証料を補助)
	③ 養育費差押えサポート事業 裁判所で行う養育費の差押え等の手続き費用の補助（申立手数料4000円、郵便切手4000円）	×
参考書式の 配布	① こどもの養育に関する合意書 ② こども養育プラン ③ 合意書・養育プラン作成の手引き 養育費や面会交流等について記載、離婚届の配布時や相談時に配布	国○
	④ こどもと親の交流ノート（養育手帳） こどもの日常生活や面会交流の内容について記録するための冊子	×
	⑤ パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」 親へのアドバイスや母子・父子家庭への支援策等を記載	区○
	⑥ パンフレット「ひとり親家庭サポート」 ひとり親家庭が利用できる制度等を記載	区○

※ 区△ 類似事業 区○ 親子支援課事業

件名	<p><b>5 受理番号 50</b></p> <p><b>父母の離婚後の子育てに関する家族法改正の早期法案成立を求める意見書を国に提出するよう求める陳情</b></p>
所管部課名	福祉部 親子支援課
陳情の要旨	父母の離婚後の子育てに関する家族法改正の早期法案成立を求める意見書を国に提出していただきたい。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 家族法について</b></p> <p>家族法とは、民法第725条以降にある第4編「親族編」と第5編「相続編」を合わせた部分を指す学問や研究上の用語であり、家族や離婚、親子関係や相続について規定された部分をいう。</p> <p><b>2 現状</b>（厚生労働省「令和3年我が国の人口動態」）</p> <p>(1) 未成年の子どもがいる夫婦の離婚件数は、昭和40年代と比べて倍増し、令和3年時点では、親が離婚をした未成年の子どもの数は約18万人となっている。</p> <p>(2) 民法第766条が平成24年に改正され、10年が経過したが、父母の離婚後の子どもの養育に関し、養育費、親子交流ともに改善が見られず、養育費の不払いは母子世帯の貧困の要因となっている。養育費を受けている割合は母子世帯で約28%（平成28年度：24%）、取決めをしている割合は母子世帯で約46%（平成28年度：42%）にとどまっている。</p> <p><b>3 経緯</b></p> <p>(1) 民法第766条改正（平成24年）</p> <p>父母が協議上の離婚をするときに協議で定める「子の監護について必要な事項」の具体例として「父又は母と子との面会及びその他の交流（面会交流）」及び「子の監護に要する費用の分担（養育費の分担）」が明示されるとともに、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記</p> <p>(2) 家族法制部会設置（令和3年2月）</p> <p>(3) 家族法制の見直しに関する中間試案の取りまとめ公表（令和4年11月15日：法制審議会家族法制部会第20回会議）</p> <p>① 親子関係に関する基本的な規律の整理</p> <p>② 父母の離婚後等の親権者に関する規律の見直し</p> <p>③ 父母の離婚後の子の監護に関する事項の定め等に関する規律の見直し</p> <p>④ 親以外の第三者による子の監護及び交流に関する規律の新設</p> <p>⑤ 子の監護に関する事項についての手続に関する規律の見直し</p>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>⑥ 養子制度に関する規律の見直し</li><li>⑦ 財産分与制度に関する規律の見直し</li><li>⑧ 裁判手続、戸籍その他の事項について所要の措置</li></ul> <p>(4) 法制審議会家族法制部会第34回会議開催（令和5年11月28日）<br/>家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた意見交換が行われた。</p> |
|--|---|

件名	<b>5 受理番号 5 1</b> <b>第 9 期の介護保険料の引き上げ中止を求める陳情</b>																																								
所属部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																								
陳情の要旨	第 9 期の介護保険料を引き上げないでください。																																								
陳情者等	請願文書表のとおり																																								
内容及び経過	<p><b>1 介護保険の負担と給付の現状</b></p> <p>(1) 保険給付費の財源割合  介護保険制度は、基本的に公費（国・都・区）50%と保険料50%（65歳以上の第1号被保険者・40～64歳の第2号被保険者）で成り立っている。</p> <p>(参考) 全国標準の保険給付費の財源割合（在宅の場合）</p> <table border="1"> <tr> <td><b>公費（税金）</b> 国 25.0% 都 12.5% 区 12.5%</td> <td><b>50%</b></td> <td><b>65歳以上の方の保険料（第1号被保険者）</b> 23%</td> <td><b>40～64歳の方の保険料（第2号被保険者）</b> 27%</td> </tr> </table> <p>(2) 介護保険料基準額及び介護給付費の推移  介護保険料は、3年間の計画期間における被保険者数や、介護給付費等の見込等を基に算定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>期間</th> <th>保険料基準額 (月額)</th> <th>介護給付費 (各期最終年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>H12年度 ～H14年度</td> <td>3,217円</td> <td>19,814,281千円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>～H17年度</td> <td>3,217円</td> <td>26,615,885千円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>～H20年度</td> <td>4,380円</td> <td>29,428,137千円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>～H23年度</td> <td>4,380円</td> <td>36,506,674千円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>～H26年度</td> <td>5,570円</td> <td>44,527,403千円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>～H29年度</td> <td>6,180円</td> <td>49,332,802千円 (50,614,994千円)</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>～R2年度</td> <td>6,580円</td> <td>54,839,199千円 (56,122,720千円)</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>～R5年度</td> <td>6,760円</td> <td><b>【推計】</b> 66,595,143千円 (68,770,731千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 介護給付費の（ ）内は総合事業費を含めた額</p>	<b>公費（税金）</b> 国 25.0% 都 12.5% 区 12.5%	<b>50%</b>	<b>65歳以上の方の保険料（第1号被保険者）</b> 23%	<b>40～64歳の方の保険料（第2号被保険者）</b> 27%	期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)	第1期	H12年度 ～H14年度	3,217円	19,814,281千円	第2期	～H17年度	3,217円	26,615,885千円	第3期	～H20年度	4,380円	29,428,137千円	第4期	～H23年度	4,380円	36,506,674千円	第5期	～H26年度	5,570円	44,527,403千円	第6期	～H29年度	6,180円	49,332,802千円 (50,614,994千円)	第7期	～R2年度	6,580円	54,839,199千円 (56,122,720千円)	第8期	～R5年度	6,760円	<b>【推計】</b> 66,595,143千円 (68,770,731千円)
<b>公費（税金）</b> 国 25.0% 都 12.5% 区 12.5%	<b>50%</b>	<b>65歳以上の方の保険料（第1号被保険者）</b> 23%	<b>40～64歳の方の保険料（第2号被保険者）</b> 27%																																						
期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)																																						
第1期	H12年度 ～H14年度	3,217円	19,814,281千円																																						
第2期	～H17年度	3,217円	26,615,885千円																																						
第3期	～H20年度	4,380円	29,428,137千円																																						
第4期	～H23年度	4,380円	36,506,674千円																																						
第5期	～H26年度	5,570円	44,527,403千円																																						
第6期	～H29年度	6,180円	49,332,802千円 (50,614,994千円)																																						
第7期	～R2年度	6,580円	54,839,199千円 (56,122,720千円)																																						
第8期	～R5年度	6,760円	<b>【推計】</b> 66,595,143千円 (68,770,731千円)																																						

(3) 介護サービス利用者の自己負担割合（令和5年8月請求分）

自己負担	主な要件	人数	割合
3割	①65歳以上で本人の合計所得220万円以上 ②同一世帯の65歳以上の年金収入＋その他合計所得が、1人の場合340万円以上	1,216人	4.1%
2割	①65歳以上で本人の合計所得160万円以上 ②同一世帯の65歳以上の年金収入＋その他合計所得が、1人の場合280万円以上 ※ 3割負担となる方を除く。	996人	3.3%
1割	①本人の合計所得160万円未満	27,686人	92.6%
合計		29,898人	100%

(4) 1人あたりの介護サービス利用料の目安（自己負担1割の場合）

介護度	(1か月)		(年間)	
	自己負担額 (1割)	保険給付額 (9割)	自己負担額 (1割)	保険給付額 (9割)
要支援1	5,032円	45,288円	60,384円	543,456円
要支援2	10,531円	94,779円	126,372円	1,137,348円
要介護1	16,765円	150,885円	201,180円	1,810,620円
要介護2	19,705円	177,345円	236,460円	2,128,140円
要介護3	27,048円	243,432円	324,576円	2,921,184円
要介護4	30,938円	278,442円	371,256円	3,341,304円
要介護5	36,217円	325,953円	434,604円	3,911,436円

2 介護保険料・利用料の軽減策

(1) 介護保険料の軽減策

ア 生活困難者対策

区独自の取り組みとして、第3・第2段階の被保険者は、所得や預貯金などの状況に応じて、介護保険料を軽減している。

区分	基準	軽減前 月額 (負担割合)	軽減後 月額 (負担割合)
第3段階 B階層	単身世帯の場合 収入150万円以下、預貯金350万円以下	4,740円 (0.7)	3,380円 (0.5)
第3段階 C階層	単身世帯の場合 収入・預貯金が共に80万円以下	4,740円 (0.7)	2,030円 (0.3)
第2段階 B階層	単身世帯の場合 収入150万円以下、預貯金350万円以下	3,380円 (0.5)	2,030円 (0.3)

※ 数値は、第8期保険料基準額（第5段階）を1としたときの金額及び割合

イ 東日本大震災に係る介護保険料の減免

東日本大震災により被災し、区内に避難している被保険者が、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免対象としている。

	令和3年度	令和4年度
減免人数	13人	12人
減免金額	708千円	684千円

(2) 利用料の軽減策

ア 高額介護（介護予防）サービス費の支給

要支援・要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の基準額（所得に応じて、月額15,000円～140,100円）を超えたとき、超えた分を申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給している。

	令和3年度	令和4年度
支給件数	89,514件	89,135件
支給金額	1,315,815千円	1,247,092千円

イ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた1年間の自己負担が、一定の基準額（所得に応じて、年額19万円～212万円）を500円以上超えたとき、超えた分を申請により高額医療合算介護（介護予防）サービス費として支給している。

	令和3年度	令和4年度
支給件数	5,827件	6,078件
支給金額	201,202千円	212,923千円

ウ 生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度

低所得者で特に生計が困難な方（単身世帯の場合：収入が150万円以下、預貯金が350万円以下など）に対して、介護費・食費・居住費の利用者負担額を25%軽減している。

	令和3年度	令和4年度
助成件数	1,302件	1,609件
助成金額	9,173千円	10,434千円

エ 第9期計画に向けて検討中の区独自軽減策

低所得者層に対して、区独自の利用料軽減制度を検討している。

**3 第9期介護保険事業計画中間報告**

(1) 高齢者数（第1号被保険者数）の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者数	167,893人	166,838人	165,679人

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定者数	38,408人	38,701人	38,900人

(3) 総事業費の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総事業費	663億円	689億円	710億円

(4) 所得段階区分の多段階化

ア 現状

第8期の所得段階を多段階化するとともに、最高段階の保険料率を引き上げることで、介護保険料基準額の上昇を抑制した。

項目	第7期	第8期
所得段階	14段階	17段階
最高段階の保険料率	基準額の2.7倍	基準額の4.5倍

イ 第9期の所得段階区分

介護保険料基準額の上昇を抑制するために、さらなる所得段階の多段階化（現行の17段階から20段階程度への変更）を検討している。

(5) 第9期介護保険料基準額（中間報告案）

月額7,220円～7,520円

4 国への要望等

特別区長会や全国市長会を通じて、国の法定負担割合を増やすことなど、介護保険制度の抜本的見直しを要望している。

5 減免の3原則

23区においては、介護保険料を減免するために、一般財源からの法定外繰入や保険料軽減給付金を支給している区はない。

(1) 低所得者に対する減免の3原則の趣旨

保険料については、所得に応じて段階設定するなど、低所得者への配慮を制度の中で行っていることや、介護保険制度は、第1号被保険者の負担能力に応じて保険料を負担しあい、皆で支える制度であることを考慮すれば、この助け合いの精神を否定するような減免の措置を講じることは避けるべきであるとされている。

(2) 保険料減免の3原則

ア 所得額のみに着目した一律減免は行わないこと。

イ 保険料の全額免除は行わないこと。

※ 保険料の免除ではなく、制度の枠外での現金支給についても、保険料の免除と同じ効果となる措置は、実質的に助け合いの精神を否定することには変わらない。

ウ 保険料減免分を一般財源により補填しないこと。

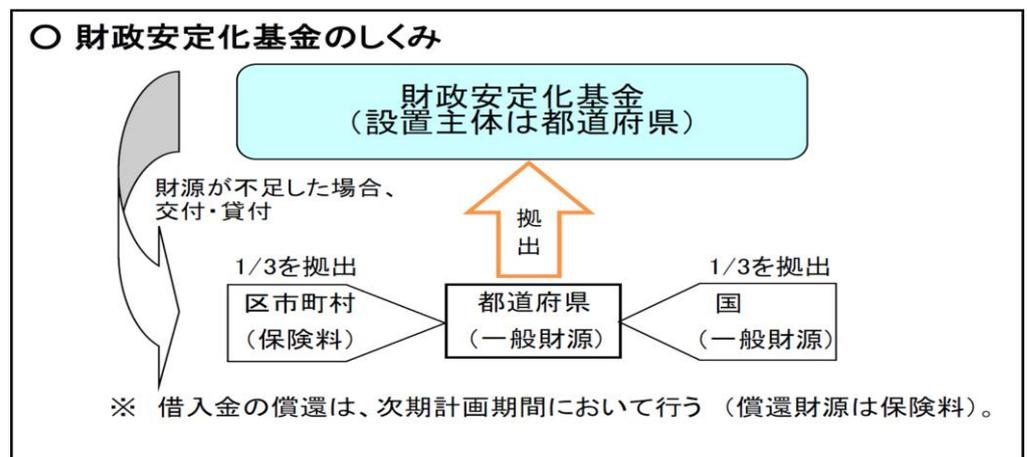
6 財政安定化基金

(1) 目的（介護保険法第147条）

区市町村において、「保険料収納率等の悪化」「給付費の見込みを上回る増大」等により、介護保険財政の赤字が生じる場合に、都道府県は区市町村に対し、交付又は貸付を行い、介護保険財政の安定化を図る。

※ 借入金の償還は、次期計画期間において、65歳以上の方の保険料で行う。

(2) 財政安定化基金のしくみ



## 7 介護保険制度の国における主な議論の内容（令和5年12月8日現在）

### (1) 第1号被保険者の保険料負担の見直し

現在の所得段階別区分を見直すことで、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することが議論されている。

### (2) 令和6年度介護報酬改定

安定的なサービスの提供や看取りを含めた医療ニーズへの対応力の強化などの論点を踏まえつつ、介護報酬改定について議論されている。

### (3) 介護従事者の処遇改善等

低所得者の保険料軽減に活用されている公費の一部について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用することが検討されている。

### (4) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

利用料負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、令和5年12月の予算編成過程において検討することとされている。

### (5) 多床室の室料負担

在宅でサービスを受ける者との負担の公平性などを踏まえ、介護老人保健施設及び介護医療院における多床室の室料負担の導入が議論されている。

### (6) 複合型サービス

複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせる複合型サービスの新設については、より効果的かつ効率的なサービスのあり方について、実証的な事業実施とその影響分析を含めて、継続審議となっている。

### (7) ケアプランの有料化

ケアマネジメントに関する給付のあり方については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い、第10期計画期間の開始までの間に結論を出すこととされている。

### (8) 軽度者（要介護者1・2の者）に対する給付の見直し

軽度者（要介護者1・2の者）への生活援助サービス等に関する給付のあり方については、現行の総合事業に関する評価・分析等を行いつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い、第10期計画期間の開始までの間に結論を出すこととされている。